

2月15日(木) 18:30~

会場：静岡県評会議室



第127回定例研究会

だれでも参加できます

韓国の最低賃金 大幅引き上げの運動的背景

報告：安 周永 氏（常葉大学 准教授）

これからの企画

◆第128回定例研究会

日時…3月8日(木) 午後6:30~

場所…静岡県評会議室

「障害基礎年金の日韓比較」

磯野 博 氏

(日本医療総合研究所 協力研究員)

◆春のシンポジウム(予定)

日時…4月14日(土) 午後1:30~

場所…静岡労政会館 視聴覚室

「静岡県の公契約条例」

基調報告：林 克 氏

(静岡県評 議長)

世論へのアピールを重視

2017年7月、韓国の最低賃金を決める「最低賃金委員会」が、2018年の最賃を時給7530ウォン(約750円)にすることを決定しました。2000年代以降、最大の上げ幅となりました。

韓国の最賃引き上げ運動は、労働組合が世論へのアピールを重視し、デモやストライキで訴えてきました。2002年には韓国の労組ナショナルセンターや、政党、市民団体など31団体で「最低賃金連帯」を結成しました。そこで最賃引き上げに向けた横断的な取り組みを続けてきました。2017年の大統領選では各候補に最賃に関する公約を問うなど、争点化に取り組み、大幅引き上げの実現につながりました。文在寅政権になってから急に大幅引き上げが実現したのではなく、これまでの運動の成果と言えます。(連合通信デジタル版2017年10月31日より抜粋)

※連絡先：〒422-8062 静岡市駿河区稲川2-2-1 セキスイハイムビルディング7F (静岡県評内)
静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>